

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	尼崎市 国民健康保険事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

尼崎市長は、国民健康保険事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

### 特記事項

国民健康保険事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

尼崎市長

## 公表日

令和4年7月1日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

# I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務									
①事務の名称	国民健康保険に関する事務								
②事務の内容	<p>「国民健康保険法(昭和33年法律第192号)」(以下「法」という。)&amp;及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」(以下「番号法」という。)の規定に基づき、以下の事務において、特定個人情報を取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本市国民健康保険の被保険者(以下「被保険者」という。)の資格に関する事務</li> <li>国民健康保険料(以下「保険料」という。)の賦課に関する事務</li> <li>保険料の収納に関する事務</li> <li>滞納保険料の整理・処分に関する事務</li> <li>国民健康保険の給付に関する事務</li> </ul> <p>また、「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)&amp;または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)&amp;(以下「支払基金等」という。)&amp;に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)&amp;及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)&amp;が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p> <p>【オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)&amp;】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、本市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、本市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。</li> <li>オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、本市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、本市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</li> </ul>								
③対象人数	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%; border: none;">[ 10万人以上30万人未満 ]</td> <td style="width: 40%; border: none;">1) 1,000人未満</td> <td style="width: 30%; border: none;">2) 1,000人以上1万人未満</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;">3) 1万人以上10万人未満</td> <td style="border: none;">4) 10万人以上30万人未満</td> </tr> </table>	[ 10万人以上30万人未満 ]	1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満		3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満		
[ 10万人以上30万人未満 ]	1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満							
	3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満							
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム									
システム1									
①システムの名称	国保システム								
②システムの機能	<p>国保システムにおいて特定個人ファイルを取り扱う機能は以下とおり構成されている。</p> <p>【資格賦課情報管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者の資格を把握し管理する機能</li> <li>被保険者に各種証(被保険者証等)を発行し管理する機能</li> <li>保険料を決定し被保険者に保険料を通知し納付書を発行する機能</li> </ul> <p>【収納情報管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>収入の把握・管理機能</li> <li>過誤納金の還付・充当等を行う機能</li> </ul> <p>【滞納情報管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>滞納者及び滞納保険料等の滞納情報の把握・管理機能</li> <li>短期証・資格証の発行・管理機能</li> </ul> <p>【給付情報管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療給付情報(高額療養費等)の把握・管理機能</li> </ul>								
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; border: none;">[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[ <input type="checkbox"/> ] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="border: none;">[ <input type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[ <input type="checkbox"/> ] 宛名システム等</td> <td style="border: none;">[ <input type="checkbox"/> ] 税務システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</td> <td style="border: none;"></td> </tr> </table>	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム	[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム	[ <input type="checkbox"/> ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ <input type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム	[ <input type="checkbox"/> ] 宛名システム等	[ <input type="checkbox"/> ] 税務システム	[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )	
[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム	[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム								
[ <input type="checkbox"/> ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ <input type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム								
[ <input type="checkbox"/> ] 宛名システム等	[ <input type="checkbox"/> ] 税務システム								
[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )									
システム2									

①システムの名称	<p>国保総合システム及び国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。)</p> <p>* 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。</p>								
②システムの機能	<p><b>【資格継続業務】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。</li> <li>被保険者情報の受信(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル) 都道府県内の市区町村間を転居した場合、転出市区町村と転入市区町村の適用終了日(転出)と適用開始日(転入)の重複・空白期間をチェックする。 また、資格取得年月日や資格喪失年月日の引き継ぎを行い、該当市区町村が国保総合PCにログインし、被保険者資格データをダウンロードする。</li> </ul> <p><b>【高額該当回数の引継業務】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>継続候補世帯の抽出(継続候補世帯リスト) 市区町村の国保総合PCのオンライン処理機能を用いて、世帯継続性の容認に関するデータを転入地市区町村から国保連合会へ送信する。</li> <li>継続世帯の確定(継続世帯確定リスト) 転入地市区町村が世帯継続性を認めた場合には、転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引き継ぐためのデータ(転出地市区町村高額該当情報データ)を作成し、転入地市区町村が国保総合PCにログインし、当該データをダウンロードする。</li> </ul> <p><b>【オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(*)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。</li> <li>医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の送信 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者異動情報に関するデータを医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者異動情報を送信する。</li> </ul> <p>* ファイル転送機能とは、市区町村の国保総合PCのWebブラウザーを用いて、各種ファイルを国保連合会の国保総合(国保集約)システムへ送信する機能(アップロード)と、国保連合会の国保総合(国保集約)システムサーバ内に格納されている各種ファイルや帳票などを、市区町村が国保総合PCにログインし、ダウンロードする機能のことをいう。</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><input type="checkbox"/> その他 ( )</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 ( )	
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 ( )									
<b>システム3</b>									
①システムの名称	医療保険者等向け中間サーバー等								
	<p>「医療保険者等向け中間サーバー等」は、医療保険者等全体または医療保険制度横断で資格管理等を行う際に必要となるシステムであり、(1)資格履歴管理事務に係る機能、(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能、(3)地方公共団体情報システム機構に対して住民基本台帳ネットワークシステムを通じて機構保存本人確認情報の提供を求める機能(以下「本人確認事務に係る機能」という。)を有する。</p> <p>医療保険者等向け中間サーバー等は、取りまとめ機関が運営する。</p> <p>なお、市区町村国保に関しては、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能については、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を利用するため、「医療保険者等向け中間サーバー等」では、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能は行わない。</p> <p><b>【資格履歴管理事務に係る機能】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資格履歴管理(評価対象) 医療保険者等が、加入者等の基本4情報(又はその一部)、資格情報及び各種証情報(個人番号含む。)を委託区画に登録する。 運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する(※1)。</li> <li>オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供(個人番号を付いたため評価対象外)</li> </ul>								



3. 特定個人情報ファイル名	
国保情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 番号法第9条第1項 別表第1 30の項</li> <li>・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条</li> <li>・ 法第113条の3第1項及び第2項</li> <li>・ 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条</li> </ul>
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>＜選択肢＞  1) 実施する  2) 実施しない  3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 番号法第19条第8号 別表第2における情報提供の根拠 第三欄(情報提供者)に市町村長が含まれる項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」等が含まれる項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93)</li> <li>・ 番号法第19条第8号 別表第2における情報照会の根拠 42の項～45の項</li> </ul> <p>【オンライン資格確認の準備業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 番号法附則第6条第4項 (利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)</li> <li>・ 法第113条の3第1項及び第2項</li> </ul>
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健局 健康増進担当 国保年金課
②所属長の役職名	課長
7. 他の評価実施機関	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
国保情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者及び過去に被保険者であった者</li> <li>被保険者が属する世帯の世帯主であって被保険者ではないもの(以下「擬制世帯主」という。)</li> </ul>
その必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者資格等の適正な管理を行うため、現在の被保険者に関する情報と併せて過去に被保険者であった者の情報を保有している。</li> <li>擬制世帯主については、被保険者ではないものの保険料の納付義務者となることから、氏名、住所等の情報を保有している。</li> </ul>
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 公金受取口座関係情報 )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人番号及びその他の識別情報は対象者を正確に特定するため</li> <li>連絡先等情報は被保険者の資格・収納及び給付関係の基本情報として管理するため</li> <li>地方税関係情報は保険料を計算し賦課・徴収をする必要があるため</li> <li>医療保険関係情報は医療情報等を元に給付事務を行うため</li> <li>介護、高齢者福祉関係情報は保険料の特別徴収額を計算し特別徴収を行うため</li> <li>公金受取口座関係情報は支給先の口座を把握するため</li> </ul>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月1日
⑥事務担当部署	国保年金課、国保年金管理担当、阪急塚口サービスセンター、JR・阪神尼崎サービスセンター担当

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input checked="" type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 兵庫県国民健康保険団体連合会 )	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( )	
③使用目的 ※	国民健康保険法等に基づく資格事務、賦課事務、収納事務及び給付事務を行うこと。	
④使用の主体	使用部署	国保年金課、国保年金管理担当、阪急塚口サービスセンター、JR・阪神尼崎サービスセンター担当
	使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 [ ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 10人未満</li> <li>2) 10人以上50人未満</li> <li>3) 50人以上100人未満</li> <li>4) 100人以上500人未満</li> <li>5) 500人以上1,000人未満</li> <li>6) 1,000人以上</li> </ul>
⑤使用方法	I-2-システム1-②のすべての機能を満足とするための基礎情報として使用	
	情報の突合	被保険者証番号若しくは個人番号カードとその他本人確認書類で突合を行う。
⑥使用開始日	平成27年10月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 3 ) 件	
委託事項1	システムのオペレーション業務委託	
①委託内容	国保システムにて行う各種処理の実行や統計帳票等の印刷	
②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	アトラス情報サービス㈱	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2	国保システムの運用保守委託	
①委託内容	国保システムの運用保守	
②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	富士通グループ尼崎市国保系新システム導入業務等共同事業体	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	・ 事前に再委託に関する許諾申請を行わせ、個人情報の取扱いやセキュリティ対策等のデータ保護が十分に講じられていることを確認したうえで許可している。 ・ なお、再委託の相手方は、委託先と一体となって当該システムの開発に参画していた事業者であることから、運用保守業務において、リスクが拡大する恐れはない。
	⑥再委託事項	国保システムの運用保守業務の一部 (再委託先:株式会社SIG、ニュートラル株式会社、SDC株式会社、富士通エフサス西日本カスタマーサービス株式会社)
委託事項3	資格継続業務、高額該当回数の引継業務に関する市町村保険者事務共同処理業務	
①委託内容	・ 療養給付の審査・支払に付随する業務として、都道府県単位で管理することとなる資格取得年月日や喪失年月日の管理(資格継続業務)と、同一都道府県内で転居があった場合における高額療養費の該当回数を通算するための同一世帯判定に必要な情報等の管理(高額該当の引継業務)を委託する(国保情報集約システムを使用する。) ・ なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引継業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。 ・ オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者資格異動に関するデータを編集し、「医療保険者等向け中間サーバー等」へ送信、登録を行う。	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	兵庫県国保連合会	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託を行う場合には、委託先から再委託先の商号または名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に関する業務の履行能力、再委託予定金額等及びその他本市の情報セキュリティ対策基準等で委託先に求めるべきとされている情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に関する履行体制図の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していることなど、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で再委託を承認する。



⑥再委託事項

医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務  
(再委託先:アトラス情報サービス株式会社)





<b>移転先1</b>	総務局 行政マネジメント部 デジタル推進課
①法令上の根拠	番号法
②移転先における用途	統合宛名システムの宛名情報とするため
③移転する情報	個人番号、基本4情報(氏名、住所、性別、生年月日)、宛名番号(統一コード)
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国保情報ファイルの範囲と同様
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	届出等により、住民登録外の者の情報を登録、更新する都度
<b>移転先2</b>	総務局 市民サービス部 市民課
①法令上の根拠	住民基本台帳法第7条
②移転先における用途	住民基本台帳法による住民基本台帳に関する事務で主務省令で定めるもの
③移転する情報	医療保険資格関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国保情報ファイルの範囲と同様
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	月次
<b>移転先3</b>	福祉局 福祉部 介護保険事業担当
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第1 68の項
②移転先における用途	介護保険業務に関する事務で主務省令で定めるもの
③移転する情報	医療保険資格・賦課・給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国保情報ファイルの範囲と同様
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	月次
<b>移転先4</b>	福祉局 北部保健福祉センター 北部保健福祉管理課 ・ 南部保健福祉センター 南部保健福祉管理課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第1 15の項
②移転先における用途	生活保護業務に関する事務で主務省令で定めるもの

③移転する情報	医療保険資格・賦課・給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small>&lt;選択肢&gt;</small> <small>1) 1万人未満</small> <small>2) 1万人以上10万人未満</small> <small>3) 10万人以上100万人未満</small> <small>4) 100万人以上1,000万人未満</small> <small>5) 1,000万人以上</small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国保情報ファイルの範囲と同様
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	月次
<b>移転先5</b>	福祉局 法人指導・障害福祉担当 障害福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第1 8の項、84の項
②移転先における用途	障害福祉業務に関する事務で主務省令で定めるもの
③移転する情報	医療保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small>&lt;選択肢&gt;</small> <small>1) 1万人未満</small> <small>2) 1万人以上10万人未満</small> <small>3) 10万人以上100万人未満</small> <small>4) 100万人以上1,000万人未満</small> <small>5) 1,000万人以上</small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国保情報ファイルの範囲と同様
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	月次
<b>6. 特定個人情報の保管・消去</b>	
保管場所 ※	セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理(※)を行っている部屋(以下「サーバ室」という。)に設置したサーバ内に保管する。 ※: サーバ室への入室権限を持つ者を限定し、入退室管理カードによりサーバ室に入退室する者が権限を有することを確認する等の管理を行う。
<b>7. 備考</b>	

**(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目**

特定個人情報ファイル記録項目については、添付資料 別紙2を参照

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

#### 1. 特定個人情報ファイル名

国保情報ファイル

#### 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）

リスク： 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>【対象者以外の情報の入手を防止するための措置】</p> <p>&lt;国保連合会以外からの入手&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>届出の窓口において届出内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。</li> <li>届出書をシステムへ入力後、異動届とシステムの入力内容を照合し、確認を行う。</li> <li>統合宛名システムの登録内容や住民基本台帳ネットワークを用いて確認を行う。</li> <li>他の機関及び庁内連携を通じて入手する際も、対象者以外の情報を入手できないよう仕組みとして担保されている。</li> </ul> <p>&lt;国保連合会からの入手&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、本市で国保総合PCにログインして、ダウンロードするデータは国保連合会において、関連性及び整合性のチェック(*)が行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。</li> <li>国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止している。</li> </ul> <p>* ここでいう関連性・整合性チェックとは、すでに個人番号が紐付いている(宛名番号が同じ)人に、以前と異なる個人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、確認リストを出力する等の機能のことを指す。</p> <p>【必要な情報以外を入手することを防止するための措置】</p> <p>&lt;国保連合会以外からの入手&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>届出書に記載された情報以外は入力できない仕組みとなっている。</li> <li>届出書をシステムへ入力後、届出書とシステムの入力内容を照合し、確認を行う。</li> <li>本人が必要な情報以外を誤って記載することがないような書面様式とする。また、記載要領を充実し、必要最小限の情報の記載となるようにする。</li> <li>不必要な書類は受け取らないようにする。もし不必要な書類を提出された場合は返還する。</li> </ul> <p>&lt;国保連合会からの入手&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、本市で国保総合PCにログインして、ダウンロードするデータは国保連合会においてあらかじめ指定されたインタフェース(*)によってダウンロードされることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。</li> </ul> <p>* ここでいう指定されたインタフェースとは、国保総合(国保集約)システムの外部インタフェース仕様書に記載されている国保連合会の国保総合(国保集約)システムと市区町村に設置する国保総合PCとの間でやりとりされるデータ定義のことをいい、その定義に従った項目(法令等で定められた範囲)でないと、国保連合会の国保総合(国保集約)システムからデータのダウンロードができない仕組みになっている。</p>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

—

#### 3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>【宛名システム等における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 統合宛名システムは、番号法別表第1及び関係主務省令に定められた部署以外からの特定個人情報へのアクセスが行えないような仕組みを構築する。また、統合宛名システムへは個人番号、氏名や生年月日等の基本的な情報のみ保持する仕組みとし、当該事務にて必要のない情報との紐付けはシステムの不可能である。</li> <li>・ 統合宛名システムへは、権限のない者の接続を認めない。</li> </ul> <p>【事務で使用するその他のシステムにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国保システムからは、国保加入者情報及びその他国保業務に必要な情報のみにアクセスすることができ、その他の事務に用いるファイルにはアクセスができないよう、アクセス制限を行っている。</li> </ul> <p>【国保総合PCにおける措置の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(*)は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはなく、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクを軽減している。</li> <li>・ 国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、国保連合会においても定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかが監査される。</li> </ul> <p>* ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている 2) 十分である  3) 課題が残されている</p>
<p>リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク</p>	
<p>ユーザ認証の管理</p>	<p>[ 行っている ] &lt;選択肢&gt;  1) 行っている 2) 行っていない</p>

	<p>具体的な管理方法</p>	<p>【国保システムにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ システムを利用する必要がある職員を特定し、二要素認証を実施する。また、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施している。</li> <li>・ なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。</li> </ul> <p>【国保総合PCにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国保総合PCを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。</li> <li>・ なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。</li> <li>・ 国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、特定個人情報が不正に使用されることのリスクを軽減している。</li> <li>・ ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。</li> <li>・ パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。</li> </ul>
<p>その他の措置の内容</p>	<p>—</p>	
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている      2) 十分である  3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 端末機は、スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり特定個人情報を表示させない。</li> <li>・ スクリーンセーバの解除は再度ID/パスワードの入力、顔認証を行い、ログインすることが必要となる。</li> <li>・ 特定個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要な範囲にとどめる。</li> </ul>		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ] 委託しない	
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<p>尼崎市情報セキュリティ対策基準等に基づき、特定個人情報を含む全てのデータに対して以下のことを契約書上に明記している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 直接又は間接に知り得た秘密を一切第三者に漏らし、又は他の目的に利用しないこと。この契約に基づく委託期間が満了し、又はこの契約が解除された後においても同様とする。</li> <li>・ データ、プログラム等及び業務材料(以下「データ等」という。)の取扱いについては、細心の注意を払い適正な維持管理を行うこと。</li> <li>・ データ等の漏えい、滅失、き損、改ざん等の防止を行うこと。</li> <li>・ データ等を委託業務を実施する目的以外に使用し、又は第三者に提供しないこと。</li> <li>・ データ等を全部又は一部を委託者の許可なく複写し、又は複製しないこと。</li> <li>・ 事故が発生し、又は発生のおそれがあるときは、直ちに委託者に通知するとともに必要な措置を講じ、遅滞なくその状況について書面をもって委託者に報告すること。</li> <li>・ 委託業務従事者に対し、委託業務の実施に必要な知識及び技術を習得させるとともに、随時、セキュリティに関する研修、教育その他従事者の資質向上を図る研修を実施すること。</li> </ul>
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	<p>許可のない再委託は禁止している。許可した場合でも通常の委託と同様の措置を義務付けている。再委託を行う場合は、再委託契約に次の事項を盛り込むこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 秘密保持義務</li> <li>・ 事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止</li> <li>・ 特定個人情報の目的外利用の禁止</li> <li>・ 漏えい事案等が発生した場合の再委託先の責任の明確化</li> <li>・ 再委託契約終了後の特定個人情報の返却または廃棄</li> <li>・ 従業者に対する監督・教育</li> <li>・ 契約内容の遵守状況について報告を求める規定 等</li> </ul> <p>また、再委託先が本市と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。</p> <p><b>【医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務】</b> 医療保険者等向け中間サーバー等の運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること</li> <li>・ セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること</li> <li>・ 日本国内でのデータ保管を条件としていること</li> <li>・ 上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。</li> </ul> <p>運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><b>【国保連合会における措置】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国保総合(国保集約)システムにおいて保有する特定個人情報、インターネットに流出することを防止するため、国保総合(国保集約)システムはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。</li> <li>・ 国保総合(国保集約)システムでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、パターンファイルの更新を行う。</li> <li>・ 導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。</li> <li>・ 国保総合(国保集約)システムをデータセンターに設置し、設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視および施錠管理を行う。</li> <li>・ 特定個人情報等を取扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。</li> <li>・ 国保総合(国保集約)システムを使用して特定個人情報ファイルの複製等の操作が可能な職員を最小限に限定する。</li> <li>・ 特定個人情報ファイルを電子記録媒体に複製する際には、不必要な複製を制限するため、事前に当該システムの特定個人情報保護責任者の承認を得る</li> </ul>	

改良は行わない。

- ・ 許可された電子記録媒体または機器等以外のものについて使用の制限等の必要な措置を講ずる。また、記録機能を有する機器の情報システム端末等への接続の制限等の必要な措置を講ずる。
- ・ 電子記録媒体は、電子媒体確認(報告)表で管理し、保管庫に施錠保管する。電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉碎し破棄する。

【取りまとめ機関における措置】

支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ] 提供・移転しない

リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"><li>・ データ移転先からの「データ利用申請」を求め、データ移転元がその法的根拠等を判断し、承認を得たもののみ、データの移転を許可することを尼崎市情報セキュリティ対策基準に定めている。</li><li>・ データ提供先からの依頼に対し、法令等に規定のあるとき、又は、事務又は事業の遂行上必要かつ適切と認められる場合、あらかじめ、データ保護管理者と協議した上で、データの提供ができることを尼崎市情報セキュリティ対策基準に定めている。</li></ul>

その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 庁内連携システムはデータの移転が認められた移転先からのみアクセスを許可された連携システムへデータを移転している。</li> <li>・ 違反行為を行った場合は、法の罰則規定により措置を講じる。</li> <li>・ 個人番号の盗用等が発生した場合は、番号法第7条第2項により、職権及び該当者からの申請により個人番号の変更を行う。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<p>—</p>	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	評価書番号2「統合宛名システム 全項目評価書」参照		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	評価書番号2「統合宛名システム 全項目評価書」参照		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>情報提供ネットワークシステムへの接続については、統合宛名システムを経由して行うこととしている。その接続に係るリスク対策については、評価書番号2「統合宛名システム 全項目評価書」に詳述しているため、参照されたい。</p>			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生あり ]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
その内容	本市の委託事業者が令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金における個人情報(全市民の住民基本台帳の情報等)を含むUSBメモリーの入ったカバンを一時的に紛失したもの		
再発防止策の内容	①市付属機関の調査委員会を案例設置、②「個人情報保護と情報セキュリティの遵守」及び「委託契約内容の再点検等」を全庁内に指示、③サーバー室などへの委託事業者入室制限、④契約関係書類の一部改正、⑤職員向けのリスクアセスメント能力向上研修の実施、⑥情報セキュリティ関係規程の改正作業 など		
その他の措置の内容	-		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保管期間の過ぎた特定個人情報の消去処理は、年間業務スケジュールの中に入れており、スケジュールに沿って定期的に消去処理を行っている。また、消去処理は、オンライン処理時間外の夜間等を実施し、消去処理終了後、対象データが削除されたかの確認を行うため、消去漏れはない。</li> <li>・ 国保情報ファイルは定期的にデータのバックアップを行うとともに、不慮の事故等によるき損、滅失を防ぐために分散して保管をしている。</li> </ul> <p>【取りまとめ機関における措置】 支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。</p>			

8. 監査	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検      [ <input type="radio"/> ] 内部監査      [    ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[    十分に行っている    ]      <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている    2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>【国保システムに関する教育・啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>職員に対しては、個人情報保護及び特定個人情報の取扱いに関する研修を行っている。</li> <li>① 新規採用職員や人事異動等により新たに配属された職員等に対しては必ずセキュリティポリシー研修を実施</li> <li>② 所属長に対しては、情報セキュリティ事件・事故事例等について紹介しながら、所属長の管理者としての責務についての研修を実施</li> <li>③ H28.1月に尼崎市特定個人情報の安全管理に関する基本方針を、2月に尼崎市特定個人情報取扱規程を制定し、全課長級職員を対象に研修を実施</li> <li>違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。</li> <li>委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結している。</li> </ul> <p>【国保総合(国保集約)システムに関する教育・啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>教育事項: 国保総合(国保集約)システムの操作・運用並びに個人情報保護に関する教育及び研修</li> <li>教育頻度: 年間1回程度</li> <li>教育方法: 集合教育</li> <li>教育対象: 職員及び嘱託員</li> <li>違反行為に対する措置: 違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。</li> <li>委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。</li> <li>教育の未受講者に対しては、再受講の機会を付与している。</li> </ul> <p>【サイバーセキュリティに関する教育・啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>教育事項: 番号法第29条の2における、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要なサイバーセキュリティの確保に関する事項として、情報システムに対する不正な活動その他のサイバーセキュリティに対する脅威および当該脅威による被害の発生または拡大を防止するため必要な措置に関するものを含むもの</li> <li>教育頻度: おおむね一年ごと</li> <li>教育方法: 集合教育</li> <li>教育対象: 特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者</li> <li>違反行為に対する措置: 違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。</li> <li>委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。</li> <li>教育の未受講者に対しては、再受講の機会を付与している。</li> </ul> <p>* 「個人情報の保護に関する法律および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成27年政令第427号)」によるもの。</p>
10. その他のリスク対策	
<p>尼崎市における特定個人情報保護評価の実施にあたっての指針として『尼崎市特定個人情報保護評価職員向けガイドライン』が策定されている。</p> <p>同ガイドラインは、尼崎市職員が番号法の目的及び特定個人情報の保護措置の重要性を十分に理解し、適切な情報管理リスク対策を講じることを求めており、本評価書も同ガイドラインの趣旨を踏まえ作成した。</p> <p>【取りまとめ機関における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。</li> </ul>	

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号 尼崎市役所 総務局 行政マネジメント部 公文書管理担当
②請求方法	個人情報の保護に関する法律第77条に基づき、必要事項を記載した開示請求書を提出する。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	郵便番号660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号 尼崎市役所 保健局 健康増進担当 国保年金課
②対応方法	問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和5年4月1日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

## (別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月31日	評価書の見直し	全項目評価を実施(任意)	重点項目評価(しきい値判断に基づく)	事後	しきい値判断結果に変更がなく、重要な変更には当たらないため
令和2年6月1日	基本情報	—	オンライン資格確認システムの導入に関する記載の追加	事前	
令和2年6月1日	ファイル記録項目	—	記載項目の整理及び オンライン資格確認システムの導入に関する記載の追加	事前	
令和2年6月1日	特定個人情報の概要	—	オンライン資格確認システムの導入に関する記載の追加	事前	
令和2年6月1日	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	—	オンライン資格確認システムの導入に関する記載の追加	事前	
令和2年6月1日	その他のリスク対策	—	オンライン資格確認システムの導入に関する記載の追加	事前	
令和2年6月1日	基礎項目評価の実施日	令和1年5月1日	令和2年6月1日	事前	
令和3年4月1日	基礎項目評価の実施日	令和2年6月1日	令和3年4月1日	事後	しきい値判断結果に変更がなく、重要な変更には当たらないため
令和4年5月31日	I 基本情報-5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携-②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第19条第7号 別表第2における情報提供の根拠 第三欄(情報提供者)に市町村長が含まれる項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」等が含まれる項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93)</li> <li>番号法第19条第7号 別表第2における情報照会の根拠 42項～45項</li> <li>【オンライン資格確認の準備業務】</li> <li>番号法附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)</li> <li>法第113条の3第1項及び第2項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第19条第8号 別表第2における情報提供の根拠 第三欄(情報提供者)に市町村長が含まれる項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」等が含まれる項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93)</li> <li>番号法第19条第8号 別表第2における情報照会の根拠 42の項～45の項</li> <li>【オンライン資格確認の準備業務】</li> <li>番号法附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)</li> <li>法第113条の3第1項及び第2項</li> </ul>	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更には当たらないため。
令和4年5月31日	II 特定個人情報ファイルの概要-5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-提供先1	番号法第19条第7号別表第2に定める情報照会者(別紙1参照)	番号法第19条第8号別表第2に定める情報照会者(別紙1参照)	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更には当たらないため。

令和4年5月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-提供先1-①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2	番号法第19条第8号別表第2	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和4年5月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-提供先1-②提供先における用途	番号法第19条第7号別表第2に関する各事務	番号法第19条第8号別表第2に関する各事務	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和4年5月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-提供先1-③提供する情報	番号法第19条第7号別表第2における医療保険給付関係情報に関する特定個人情報	番号法第19条第8号別表第2における医療保険給付関係情報に関する特定個人情報	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和4年5月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-提供先1-⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	番号法第19条第7号別表第2における医療保険給付関係情報に関する特定個人情報の連携対象者の範囲	番号法第19条第8号別表第2における医療保険給付関係情報に関する特定個人情報の連携対象者の範囲	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和4年5月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-移転先1	総務局 情報化推進課担当 情報政策課	総務局 行政法務部 情報政策課	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和4年5月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-移転先5	健康福祉局 障害福祉担当 障害福祉課	健康福祉局 法人指導・障害福祉担当 障害福祉課	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和4年5月31日	Ⅳ 開示請求、問合せ－1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求－①請求先	郵便番号660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号 尼崎市役所 総務局 情報化推進担当 情報公開・統計担当	郵便番号660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号 尼崎市役所 総務局 行政法務部 公文書管理担当	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
令和4年5月31日	V 評価実施手続－1. 基礎項目評価－①実施日	令和3年5月31日	令和4年5月31日	事後	しきい値判断結果に変更がなく、重要な変更には当たらないため
令和5年5月31日	I 基本情報－4. 個人番号の利用－法令上の根拠	-	以下を追記 ・ 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条	事後	
令和5年5月31日	I 基本情報－6. 評価実施機関における担当部署－①部署	総務局 市民サービス部 国保年金課	保健局 健康増進担当 国保年金課	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。

令和5年5月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－2. 基本情報－④記録される項目－主な記録項目	-	その他－公金受取口座関係情報	事後	
令和5年5月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－2. 基本情報－④記録される項目－その妥当性	-	以下を追記 ・ 公金受取口座関係情報は支給先の口座を把握するため	事後	
令和5年5月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託－委託事項2－再委託－⑥再委託事項	-	以下を追記 (再委託先:株式会社SIG、ニュートラル株式会社、SDC株式会社、富士通エフサス西日本カスタマーサービス株式会社)	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたり当たらないため。
令和5年5月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託－委託事項3－再委託－⑥再委託事項	-	以下を追記 (再委託先:アトラス情報サービス株式会社)	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたり当たらないため。
令和5年5月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託－委託事項4－再委託－⑥再委託事項	-	以下を追記 (再委託先:アトラス情報サービス株式会社)	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたり当たらないため。
令和5年5月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託－委託事項5－再委託－⑥再委託事項	-	以下を追記 (再委託先:アトラス情報サービス株式会社)	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたり当たらないため。
令和5年5月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-移転先1	総務局 行政法務部 情報政策課	総務局 行政マネジメント部 デジタル推進課	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたり当たらないため。
令和5年5月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-移転先3	健康福祉局 福祉部 介護保険事業担当	福祉局 福祉部 介護保険事業担当	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたり当たらないため。
令和5年5月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-移転先4	健康福祉局 北部保健福祉センター 北部保健福祉管理課・南部保健福祉センター 南部保健福祉管理課	福祉局 北部保健福祉センター 北部保健福祉管理課・南部保健福祉センター 南部保健福祉管理課	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたり当たらないため。
令和5年5月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要－5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-移転先5	健康福祉局 法人指導・障害福祉担当 障害福祉課	福祉局 法人指導・障害福祉担当 障害福祉課	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたり当たらないため。

令和5年5月31日	Ⅲリスク対策－7. 特定個人情報 の保管・消去－②過去3 年以内に、評価実施機関にお いて、個人情報に関する重大 事故が発生したか	発生なし	発生あり	事後	
令和5年5月31日	Ⅲリスク対策－7. 特定個人 情報の保管・消去－②過去3 年以内に、評価実施機関にお いて、個人情報に関する重大 事故が発生したか－その内容	－	本市の委託事業者が令和4年度住民税非課税 世帯等に対する臨時特別給付金における個人 情報 (全市民の住民基本台帳の情報等)を含むUSB メモリーの入ったカバンを一時的に紛失したも の	事後	
令和5年5月31日	Ⅲリスク対策－7. 特定個人 情報の保管・消去－②過去3 年以内に、評価実施機関にお いて、個人情報に関する重大 事故が発生したか－再発防止 策の内容	－	① 市付属機関の調査委員会を条例設置、② 「個人情報保護と情報セキュリティの遵守」及び 「委託契約内容の再点検等」を全庁内に指示、 ③ サーバー室などへの委託事業者入室制限、 ④ 契約関係書類の一部改正、⑤ 職員向けのリ スクアセスメント能力向上研修の実施、⑥ 情報 セキュリティ関係規程の改正作業 など	事後	
令和5年5月31日	Ⅳ開示請求、問合せ－1. 特 定個人情報の開示・訂正・利 用停止請求－①請求先	郵便番号660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号 尼崎市役所 総務局 情報化推進担当 情報 公開・統計担当	郵便番号660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号 尼崎市役所 総務局 行政マネジメント部 公 文書管理担当	事後	特定個人情報保護評価指針 に定める重要な変更にあた らないため。
令和5年5月31日	Ⅳ開示請求、問合せ－1. 特 定個人情報の開示・訂正・利 用停止請求－②請求方法	尼崎市個人情報保護条例第13条に基づき、必 要事項を記載した開示請求書を提出する。	個人情報の保護に関する法律第77条に基づ き、必要事項を記載した開示請求書を提出す る。	事後	特定個人情報保護評価指針 に定める重要な変更にあた らないため。
令和5年5月31日	Ⅳ開示請求、問合せ－1. 特 定個人情報ファイルの取扱い に関する問合せ－①連絡先	郵便番号660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号 尼崎市役所 総務局 市民サービス部 国保 年金課	郵便番号660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号 尼崎市役所 保健局 健康増進担当 国保年 金課	事後	特定個人情報保護評価指針 に定める重要な変更にあた らないため。
令和5年5月31日	Ⅴ評価実施手続－1. 基礎項 目評価－①実施日	令和4年5月31日	令和5年5月31日	事後	しきい値判断結果に変更がな く、重要な変更には当たらない ため